企画競争説明書

業務名称: ザンビア国品質・生産性向上(カイゼン)展開プロ

ジェクトフェーズ2 (カイゼン実務研修)

案件番号: 19a00611

【内容構成】

第1 企画競争の手続き

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

第3 特記仕様書案

第4 業務実施上の条件

2019年11月27日 独立行政法人国際協力機構 調達部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年11月27日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:ザンビア国品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクトフェーズ2(カイゼン 実務研修)
- (2) 業務内容:「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型:
 - ()成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款 すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (〇) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
 - 国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定):2020年2月 ~ 2020年9月

4 窓口

〒 102−8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge. Eriko2@jica. go. jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プ

ロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約 交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程 (平成 24 年規程(総)第 25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力 団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者 具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ① 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争 から排除しない。
 - ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格
 - 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。 なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加 資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁 統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要 に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2019年12月4日 12時
- (2)提出先•場所:上記4. 窓口

注1)原則、電子メールによる送付としてください。

注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして います。

(3)回答方法:2019年12月9日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限: 2019年12月13日 12時
- (2)提出方法:郵送又は持参
 - 注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
 - 注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3)提出先・場所:上記4.窓口
- (4) 提出書類:プロポーザル 正1部 写 <u>4</u>部

見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) ZMW 1 = 8.23006 円
 - b) US\$ 1 = 108.928 円
 - c) EUR 1 = 121.071 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、**別紙の「プロポーザル評価配点表」**に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務 従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a)業務主任者/カイゼン研修・企画1
- b)業務主任者/カイゼン研修・企画2
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約8.92/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、**一律2点の加点(若手育成加点)**を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との 差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(9	%)に応	じた価格点
-------------	------	-------

最低価格との差(%)	価格点
3 %未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	O点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、<u>2019年12月27日(金)</u>までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。 なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- 4)若手育成加点*
- ⑤価格点*
 - * 4、5は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報 (契約の相手方、契約金額等) を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構 の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、 プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ の対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに 準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若し くは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを 不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれ に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、 本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、 本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施 機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- ()本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。
 - 本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。
- ()本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業

務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその 親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合 は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約 管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定め られている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul g/index since 201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験
 - 注)類似業務:カイゼン指導に係る各種業務
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
 - 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3)作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者の配置)の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者に かかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ▶ 業務主任者/カイゼン研修・企画 1
- カイゼン研修・企画 2

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び 語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/カイゼン研修・企画1)】

- a) 類似業務経験の分野:カイゼン指導に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:ザンビア国及び全途上国
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

【業務従事者:担当分野 カイゼン研修・企画2】

- a) 類似業務経験の分野:カイゼン指導に係る各種業務
- b)対象国又は同類似地域:<u>ザンビア国及び全途上国</u>
- c) 語学能力: 英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(3) その他

11/13 公示済みの「ガーナ国カイゼンを用いた企業振興プロジェクト」の業務従事者を、本「ザンビア国品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクトフェーズ2

」に重複して提案することを認める。但し、両案件を受注することを想定した場合、両プロジェクトを支障無く実施するための業務方針及び具体的方法を、プロポーザルに簡潔に記載すること(プロポーザルの上限頁数には含まない)。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で 業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙:プロポーザル評価表

別添:プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(40)
(1)業務実施の基本方針の的確性	1 8
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	1 8
(3)要員計画等の妥当性	4
(4)その他(実施設計・施工監理体制)	0
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34) 業務主任者
	のみ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/カイゼン研修・企 画 1	(27)
ア)類似業務の経験	10
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	3
ウ)語学カ	5
エ)業務主任者等としての経験	5
オ)その他学位、資格等	4
② 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/カイゼン研修・ 企画 1	(-)
ア)類似業務の経験	_
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_
ウ)語学力	_
エ)業務主任者等としての経験	_
オ)その他学位、資格等	_
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	7
イ)業務管理体制	_
(2)業務従事者の経験・能力: カイゼン研修・企画 2	(16)
ア)類似業務の経験	8
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2
ウ)語学力	3

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は 副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業 務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認め ます。

- 1. 実施時期: 12月19日(木) 14:00~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- 2. 実施場所: 当機構本部(麹町) JICA 本部会議室
- 3. 実施方法:
- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル 提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設 置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3)海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2) の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してくださ い。
 - a)電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

- b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議 競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - 注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以上

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ザンビアの経済・産業構造は1964年の独立以来、銅資源に大きく依存しており、産業多角化が長年の課題である。2006年以降、銅の国際価格が市場最高値圏で推移する中、ザンビアは平均5~7%のGDP成長率で堅調な成長をしていたものの、2008年後半の世界金融危機や2013年以降の国際資源価格の急落により、2015年のGDP成長率は3.2%に減速し、自国通貨ザンビア・クワチャの下落や物価上昇は継続しており、近年ではGDP比70%を超える国内未払金を含む公共及び公的債務額が大きな問題となっている。

ザンビアは銅資源へ依存度が高く、国際市況に左右されやすい産業構造から、 外国投資の増加を通じて産業の多角化を目指し、投資家に対するインセンティブ の付与や複合的経済特区の計画・整備等、投資家に魅力的な環境整備に努めてき た。2006年に発表された長期開発計画「Vision 2030」では、2030年までに中進国 になる方針を定め、産業振興に注力している。

ザンビアの産業振興及び産業構造の多角化を実現していくためには、民間セクターの国際競争力の強化に取り組むと同時に、それらを促進する公的機関の機能向上にも併せて取り組む必要があるとの観点から、ザンビア政府は、品質・生産性向上の取組みを拡大していくことを最重要課題の一つとして位置付けている。

このような背景の下、ザンビア政府はザンビアカイゼン機構(Kaizen Institue of Zambia:KiZ)を設立し、我が国に対して、カイゼンを普及するためのKiZの組織及び人材の能力強化を要請し、JICAは開発計画調査型技術協力「品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクト」を2014年2月から2016年12月まで実施し、同事業の中で、カイゼンコンサルタントの育成、カイゼン専門家によるOJTを通じた民間及び公的セクターへのカイゼン指導、全国カイゼン大会の実施、カイゼン普及に関する包括的マスタープランの策定等を支援し、KiZがカイゼンを普及させていく基盤が形成された。

以上の協力の成果を踏まえ、ザンビア政府は、カイゼン普及活動の拡大への協力を我が国に対して要請し、本事業が採択された。本事業では、これまでにチーフ・アドバイザー/品質生産性向上(直営短期専門家)及び業務調整専門家(これら2名を以下「直営専門家チーム」という。)が派遣され、カイゼンの普及・実施を目的としてKiZ及びカイゼンコンサルタントネットワーク(Kaizen Consultant Network: KCN)に所属する現地コンサルタントの育成や現地企業へのサービス提供を実施してきた。これらの活動により、同コンサルタントのカイゼン普及に必要な知識の大幅な向上は見られるが、ザンビア政府の予算削減により、コンサルタントの実務研修の機会が限られている。本事業のPDMに記載の上位目標達成のためにも、効果的な実務研修の提供により同コンサルタントが適切な現場経験を積み、また実施機関の自己財源の確保の促進等、案件の持続化に向けた取り組みを強化する必要がある。

2. プロジェクトの概要

(1) 案件名

品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクトフェーズ2

(2) 上位目標

ザンビアの民間セクター(産業界)と公共セクターでカイゼン実施が拡大し、両セ

クターにおける品質・生産性が向上する。

(3) プロジェクト目標

国家カイゼンプログラムを実施するKiZの能力が強化され、カイゼンが持続的に普及・拡大する体制が整備される。

(4) 期待される成果(PDM から抜粋)

- ① 持続的なカイゼン普及を可能にする KiZ の運営能力が強化される。
- ② カイゼン・コンサルタント育成システム(再生産システムを含む)が強化される。
- ③ KiZ が官民セクターのニーズに合致するカイゼン・コンサルティングサービスを、継続的に実施できるようになる。
- ④ カイゼンを全国的に普及するための活動が強化される(カイゼンクラブ、認知度向上、 需要創出、地域拡大等)

(5) 活動の概要

- ① KiZ の運営能力強化と体制の整備
- ② KiZ のコンサルタントの育成システムの強化、研修の実施
- ③ KiZ による継続的なサービス提供を可能にするための仕組みづくり(non-OJT コンサルティングサービス及びの実施及び有料コンサルティングサービスの実施等)
- ④ カイゼンの全国普及活動の強化(カイゼンクラブ、認知度向上、需要創出、地域拡大等)。

(6) 対象地域

ルサカ、中央県、コッパーベルト県及びザンビア全域

(7) 関係官庁・機関

- ・ザンビアカイゼン機構(Kaizen Institute of Zambia)(実施機関)
- •内閣府、通商貿易産業省(Ministry of Commerce, Trade and Industry: MCTI)
- ・カイゼンコンサルタントネットワーク(Kaizen Consultant Network: KCN)に登録している民間コンサルタント。

3. 業務の目的

ザンビア国における品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクトフェーズ2に関し、実施機関であるザンビアカイゼン機構(Kaizen Institute of Zambia: KiZ)のカイゼン実施能力の向上を目的として、直営専門家チームの業務を補完し、KiZに対するカイゼン指導に係る実務研修(OJT)を実施する。

4. 業務の範囲

本業務は、本事業のR/D, PDM及びPOに基づき、またこれまでの事業進捗、課題及び成果を踏まえた上で、本事業のPDMに記載の成果目標を達成をするため、本事業の枠組み内で、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務の位置づけ

本プロジェクトでは、2017年3月よりザンビアカイゼン機構(KiZ)を実施機関として、直営専門家チームを派遣しKiZの運営能力強化、カイゼンコンサルタント育成システムの強化、カイゼンコンサルティングサービスの提供及びカイゼンの全国普及のための活動支援を実施中。本プロジェクトの前身である「品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクト」及び本事業におけるこれまでの活動により、ザンビア国内のカイゼン普及は進んでおり、支援対象となった民間企業内のカイゼン・サークルの活動も活発化している。

既にチーフアドバイザー/品質生産性向上専門家が数次にわたり基礎カイゼンの研修を実施し、数回実務研修(OJT)をおこなっており、KiZのコンサルタントも一定の能力向上が認められるが、政府の財政緊縮による出張費の不足や時間的な制約に伴う現場経験の不足を主な理由として、KiZから実務研修(OJT)を集中的に行いたい旨要請がなされた。本業務においては、上記2.(4)の4つの成果のうち、特に成果2及び3の達成を支援するため、KiZ及びカイゼンコンサルタントネットワークに所属のコンサルタントの育成を行い、今後これらコンサルタントが自立的にコンサルティングサービスが提供できるよう能力強化を図る。また、ザンビア側において既存コンサルタント及び新規コンサルタント配置がなされた場合における育成計画の作成及び同計画が実行可能になるための支援を行い、ザンビアにおいて継続的にカイゼンを実施するための仕組みを作る。

(2) 本案件における技術移転の対象

本案件の技術移転先は主にKiZ所属のコンサルタントを対象とすることを想定してい るが、直営専門家チームとの連携の上、必要に応じて民間を含むカイゼンコンサルタン トネットワークに所属しているコンサルタントも支援対象とし、実務研修等を中心とする インプットにより能力向上支援を行うことで、持続的なカイゼン展開・普及の仕組みをつ くることに貢献する。現時点で本事業による能力向上支援を受けているコンサルタント の数は、KiZが5人、カイゼンコンサルタントネットワークが7人である。本案件では主に これら合計12名のコンサルタントを対象として、各コンサルタントあたり2社でOJTを行う ことを想定する。1社に対しては3度の企業訪問を行い、カイゼン指導・コンサルティング を行い、終了後はコンサルタントに対し評価、フィードバックを行うことを想定する。但し、 業務実施を通じて回数・企業数の変更が発生した場合には必要に応じて契約変更を行 い対応を行う。なお、現在新規コンサルタントをリクルート中であり、KiZに3人、カイゼン コンサルタントネットワークに8人をそれぞれ増員予定があるが、配置が確定していない こと、配置後もOJT前に座学研修が必要であること等により、本案件での指導対象とは しない。但し、実施機関や直営専門家チームとの協議のうえ、新規コンサルタントへの 技術指導を行う必要性・妥当性が確認される場合には、必要に応じ契約変更を行った 上で業務を追加する。

(3) 直営専門家チームとの協働

本事業においては直営専門家チームを派遣中であり、チーフアドバイザー/品質生産性向上専門家が全体の事業計画、座学研修や本邦や第三国での研修を含むカイゼン知識の向上、現場研修を通じたカイゼン手法の普及、方針管理や事業全体の進捗管理を行っている。また、業務調整専門家はチーフアドバイザー/品質生産性向上専門家の補佐として事業進捗の管理や事業計画、JICA事務所を含む各カウンターパートとの調整、広報、進捗管理、予算管理、報告業務等を中心に実施している。

本契約受注者は、JICAとの契約に基づき業務を行うが、活動に際して、直営専門家 チームと連絡・調整を行う。これら連絡・調整を行うに際し、契約内容との齟齬が生じる 恐れがある場合は速やかにJICA産業開発・公共政策部に連絡を行い、進め方の確認 を行うこと。

(4)「アフリカカイゼンイニシアティブ」

2016年8月、ケニアのナイロビにて開催された第6回TICAD(アフリカ開発会議)において、安倍首相はカイゼンをアフリカ中に広めることを宣言している。これを受けJICAは2017年4月、南アフリカにてNEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)と「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」に関する合意文書(Letter of Agreement:LOA)に署名した。

本イニシアティブは、上述の安倍首相の宣言を実現するもので、1)産業化と経済構造転換の促進、2)Decent Workと雇用の創出、3)競争力のあるイノベーティブな人材開発を基本方針とし、2027年までの10年間に1)政策レベルでの啓発、2)Center of Excellenceの整備、3)カイゼン活動の標準化、4)ネットワーク化によるカイゼンを通じたアフリカ産業の振興を目指すこととしている。

ザンビアは同イニシアティブを推進するにあたり、南アフリカに並び南部アフリカ地域の拠点と位置付けられることから、プロジェクト期間中には同イニシアティブを参考に取り組むこと。

① アフリカカイゼン年次会合

カイゼンに関するプロジェクトが実施中の国(エチオピア、カメルーン、ケニア、ザンビア、タンザニア、チュニジア、南アフリカ、ガーナ)の関係者やドナー、有識者が参加し、知見を共有することを目的に開催している。これまでエチオピア(2016年)、ケニア(2017年)、南アフリカ(2018年)、チュニジア(2019年)で開催しており、今後も毎年アフリカ地域の関係国にて開催開催を予定している。

② アフリカカイゼンアワード

カイゼン普及展開のための活動の一環として、上述の年次会合と同時に大陸レベルでの「カイゼンアワード」を開催している。第1回は2019年6月にチュニジアでのカイゼン年次会合に合わせて開催し、今後も毎年の開催を想定していることから、本事業では国内での企業選出や会合への参加を促進する予定。なお、本業務においてはアフリカカイゼン年次会合及びカイゼンアワードに係る出張は予定していない。

③ カイゼンハンドブック

カイゼン活動の標準化の一環として、JICAは2017年から2018年にかけてプロジェクト研究「アフリカ地域カイゼン支援に係る標準アプローチ策定調査」を実施し、「カイゼンハンドブック」を作成した。ハンドブックにはカイゼンを含む「ビジネス・ディベロップメント・サービス(Business Development Service。以下、「BDS」という。)」の普及・促進を担う実務担当者にとってのガイドラインとなることを想定し、カイゼンを含むBDSの普及・展開の方法、人材育成のための標準的カリキュラム、研修内容、資格制度、また、効果を測定するための指標等を纏めていることから、プロジェクトにおけるカリキュラム開発や普及展開のための制度を検討する際に活用すること。

(5) JICA との協議

現地出張前に業務方針をJICAに説明するとともに、出張後には取組結果をJICAに報告すること。

(6) 特にプロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成にあたっては、特に以下の事項について、本契約受注者の知見

と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- ① カイゼンに係る実務研修(OJT)のカリキュラム(案)、実務研修(OJT)の考え方、研修内容
- ② カイゼンコンサルタントの育成計画立案に当たっての着眼点(含むコンサルタントの評価基準)

6. 業務の内容

認を得る。

(1) カイゼン全国大会への参加及び企業訪問

第1回派遣(2020年2月を想定)において、ザンビアカイゼン大会に参加し、参加企業のQCストーリーの確認やプレゼンテーションを踏まえてザンビアにおけるカイゼン優良事例についての理解を深めるとともに、少なくとも10社程度の企業を訪問し、現場での取り組み状況を把握する。

(2) KiZ 及びカイゼンコンサルタントのレベルの把握、評価基準の整理

第1回派遣(2020年2月を想定)において、コンサルタントとの面談や報告書の確認を通じて、コンサルタントの実務能力の把握を行う。また、主にKiZのコンサルタントを対象にした既存の評価指標を確認・整理し、項目や評価クライテリアの確認を通じて評価基準の整理を行う。

(3) 実務研修(OJT)カリキュラム及び教材の準備 上記(1)(2)を踏まえ、実務研修(OJT)カリキュラム及び教材の準備を行い、JICAの確

(4) カイゼンに係る企業診断を含めた実務研修の提供

直営専門家チームが選定するカイゼン支援対象企業において、KiZ及びカイゼンコンサルタントネットワークのコンサルタントに対する実務研修(OJT)を上記5.(2)の方針に基づき行い、コンサルタントの現場での実務能力を高め、自立したカイゼン展開・普及を可能となるよう支援を行う。また、上記6.(2)で確認したコンサルタントのレベルを踏まえ、OJTの規模拡大が必要ということが判明した場合、本契約受注者はJICAに契約変更の提案を行うことができる。なお、OJTの実施場所はルサカ及びその近郊を中心とすることを想定しているが、コッパーベルト州のキトウェ及び中央州カブウェ等、現在コンサルタントが活動している地方都市においても指導を行うことを想定している。

(5) コンサルタント育成計画の作成及び自立的かつ継続可能なコンサルタント育成のための仕組みの確立支援

KiZが作成しているカイゼンコンサルタント育成計画を踏まえ、実行可能性が高まるように支援を行う。既存のコンサルタントへのToTやOJTの実施を通じた技術移転を図ることにより、事業終了後も新規コンサルタントの継続的な育成が可能となるようToTの仕組みを整備する。また、現在67社の顧客企業で立ち上がっている236のカイゼンサークル(QCC)への指導及び顧客のさらなる拡大がザンビア側で自立的に実施可能となることを目指し、ザンビア側の実施体制の強化を図る。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す

部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な 部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文:3部
(共通仕様書の規定に基づ		
<)		
ワーク・プラン	業務開始から約1ヵ月後	英文:5部
業務完了報告書	契約終了前(2020年8月半ば	和文:3部
	を想定)	英文:5部
		CD-R:2枚

業務完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目(案)は、JICAと本契約受注者で協議、確認する。

(2) コンサルタント業務従事月報

本契約受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務従事者の従事計画/実績表

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

業務は2020年2月上旬~2020年7月中旬にかけて実施する。

- 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)
- (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。但し、本業務量で不足すると考える場合は業務量を上回る提案も可とする。

約 8.92 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する要員の配置を想定するが、本契約受注者は、業務内容を考慮の上、適切な要員の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、英語での業務実施が可能であること、また2名のうち少なくとも1人は海外での類似業務経験があり、特に日本科学技術連盟のQCサークル指導士/上級技術士資格を有していれば望ましい。なお、本項で示す「業務主任者」とは、本契約の範囲内における業務主任者とする。

- ① 業務主任者/カイゼン研修・企画 1(2号)(評価対象)
- ② カイゼン研修 ・企画 2(3 号)(評価対象)
- 3. 対象国の便宜供与
 - (1) カウンターパートの配置
 - (2) プロジェクトに必要な情報、資料の提供
 - (3) 事務スペース(ルサカ)
 - (4) カウンターパート関連費用 カウンターパート出張旅費については直営専門家が手当てを行うので見積もり は不要。

4. 配布資料/貸与資料

- (1) 実施協議合意書(R/D)
- (2) 協議議事録
- (3) PDM(最新版)
- (4) プロジェクト事業進捗報告書
- (5) ウェブ公開資料 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されている。
- ① ザンビア共和国 品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクト ファイナルレポート https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029754.html
- ② カイゼンハンドブック

https://www.jica.go.jp/topics/2018/20180531_01.html (記事の下に本文リンクあり)

5. 現地再委託

本契約において、現地再委託は行わない見込みであるが、必要に応じてプロポーザ ルにて提案を行うことを可とする

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 現地活動経費

車輛借り上げ、通信、事務用品、資料複写費等の現地活動に必要な経費について は本事業のプロジェクト予算より支出を行うため、コンサルタントは計上する必要はない。 計上要否が不明な項目がある場合は期限内に質問を行うこと。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICAザンビア事務所や在ザンビア日本国大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICAザンビア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載し、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」(2014年10月) (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 特権•免税

本業務は、2017年1月11日 に署名されたR/Dに基づき実施するものであるが、本業務の従事者は、プロジェクト専門家に該当せず、プロジェクト専門家に付与される免税等の特権は提供されない。

(6) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上